

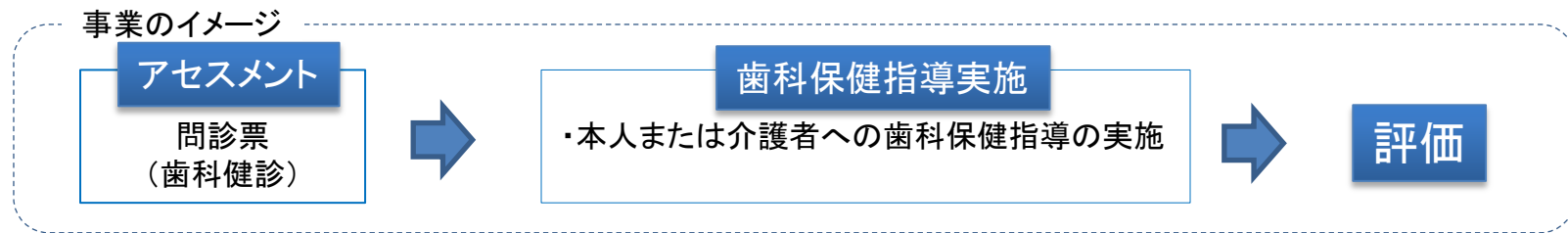
平成 2 7 年度の保健事業の取組みについて

平成27年度 歯科・口腔に関するモデル事業

- 在宅高齢者に対する既存の拠点を活用した専門職による相談や訪問相談・指導等をモデル的に実施して、被保険者の重症化予防や心身機能の維持を図るための事業を全国的に展開できるよう、モデル事例を育成。

1 在宅要介護者等への訪問健診等

- 歯科健診を受診することができない在宅被保険者に対し、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するための歯科健診等をモデル的に実施。



2 専門職による相談・訪問指導

- 低栄養、筋量低下等による機能低下や疾病等の課題に対応するため、高齢者の特性を踏まえた重症化予防や低栄養防止などのため相談や訪問指導等のモデル的な取組を支援。

・口腔に関するモデル事業(例)

口腔に関する問題を有する者に対し、必要な訪問指導または立ち寄り型の相談事業を実施。

- ・実施方法: 直接実施または市町村への委託や補助により実施。在宅高齢者への訪問による専門職による相談・指導または拠点における相談事業(立ち寄り型)

・検討事項

- 早期介入による支援が必要な在宅高齢者の把握方法
- 介入の具体的方法
- 介護予防との有機的な連携方法、関係者との調整方法等
- 事業実施の効果の検証